

被災された高齢者の皆様へ

避難先などでも 必要な介護保険サービスの利用が可能です

被災された高齢者の皆様に、必要な介護保険サービスを提供するため、利用料の減免や避難先でもサービスの利用を可能とするなど、多くの対応が行われています。

このたび、被災された方の避難先などの介護サービスの利用方法について、一問一答形式で取りまとめましたので、ご参考にしてください。

Q1. 介護サービス利用時には、どこに相談するのでしょうか？

A 市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談いただき、ケアマネジャーの紹介や、介護サービスの利用についてのアドバイスを受けてください。

Q2. 避難所にもホームヘルパーに来てもらえますか？

A 避難所でも、ご自宅同様にホームヘルプを受けることは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルでも同様です。

Q3. 避難所にいてもデイサービスを利用できますか？

A 避難所からでも、デイサービスを利用することは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルからでも利用できます。

Q4. 被保険者証が見つかりません。

A 被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

Q5. 被災により介護が必要になりました。要介護認定を受けていないのでですが、どうすればよいのですか。

A できるだけ早く要介護認定の申請を行ってください。なお、要介護認定の申請前に受けたサービスについても、特例的に介護サービスとして利用が可能となる場合があります。また、要介護認定の有効期限を過ぎてしまっても、引き続きサービスが利用できます。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q6. 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。

A 被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q7. 被災地から他の市区町村に避難しました。介護サービスを利用できますか。

A 住民票の異動を行わなくても、避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプなどの介護サービス利用ができます。まずは避難先の市区町村や地域包括支援センターにご相談ください。

Q8. 使っていた杖や車いすがなくなってしまいました。

A 杖や車いすをなくされた方は、もう一度レンタルをすることができますので、お早めにケアマネジャー や福祉用具レンタル業者にご相談ください。

生活機能の低下に注意しましょう！

避難所での生活は動き回ることが不自由になりがちです。このように生活が不活発な状態が続くと、生活機能が低下することがあります。

避難所で生活している方は、できるだけ次のポイントに気をつけて、生活機能の低下の予防をこころがけてください。

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう
- 動きやすいよう身の回りを片付けておきましょう
- 歩きにくくなても杖などで工夫をしましょう
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう